三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第三百七十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年二月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県木曽郡南木曽町吾妻三七一一の一二
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び南木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第三百七十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年二月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県大町市美麻字萱場入四八九八、四八九九、字カヤバ四九〇〇、字宮向四九〇一の一、四九〇一のイ、四九〇二から四九〇四まで、字向山四九一〇、二八六九〇、二八六九二、二八六九四、二八六九五の一、字堀切一二二〇一の一、一二二〇一の二、一二二〇五の一、一二二〇七の四、一二二〇八の一、一二二〇八の三、字あたこ山一七八四二の口の一、一七八四二の口の二、字芳原口一七八七七のイの一、字由原一七八七七の口、字屋敷添二六三二六の九、字棚畑二六三二七の一、字本村二八六九三、字向イ山二八六九五のイ、字小林二八六九六、二八七〇〇
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第三百七十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年二月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県北安曇郡松川村字天狗岩三二四〇の二から三二四〇の二五まで、三二四〇の三九
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び松川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第三百七十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年二月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県大町市美麻字萱場入四八九八、四八九九、字カヤバ四九〇〇、字宮向四九〇一の一、四九〇一のイ、四九〇二から四九〇四まで、字向山四九一〇、二八六九〇、二八六九二、二八六九四、二八六九五の一、字堀切一二二〇一の一、一二二〇一の二、一二二〇五の一、一二二〇七の四、一二二〇八の一、一二二〇八の三、字あたこ山一七八四二の口の一、一七八四二の口の二、字芳原口一七八七七のイの一、字由原一七八七七の口、字屋敷添二六三二六の九、字棚畑二六三二七の一、字本村二八六九三、字向イ山二八六九五のイ、字小林二八六九六、二八七〇〇
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第三百七十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年二月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県北安曇郡松川村字天狗岩三二四〇の二から三二四〇の二五まで、三二四〇の三九
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び松川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第三百七十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年二月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県木曽郡南木曽町吾妻三七一一の一二
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第三百七十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年二月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県大町市美麻字萱場入四八九八、四八九九、字カヤバ四九〇〇、字宮向四九〇一の一、四九〇一のイ、四九〇二から四九〇四まで、字向山四九一〇、二八六九〇、二八六九二、二八六九四、二八六九五の一、字堀切一二二〇一の一、一二二〇一の二、一二二〇五の一、一二二〇七の四、一二二〇八の一、一二二〇八の三、字あたこ山一七八四二の口の一、一七八四二の口の二、字芳原口一七八七七のイの一、字由原一七八七七の口、字屋敷添二六三二六の九、字棚畑二六三二七の一、字本村二八六九三、字向イ山二八六九五のイ、字小林二八六九六、二八七〇〇
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第三百七十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年二月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
平成九年五月七日農林水産省告示第七百二十五号
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第三百七十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年二月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
平成九年五月七日農林水産省告示第七百二十五号
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第三百八十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年二月十九日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県木曽郡南木曽町読書字三留野四三二林班地内四等三角点大沢山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から三〇一度一四分〇八秒　一三二五・四五四メートルの地点　一号
標柱一号から一四九度三六分二二秒　五〇・九二二メートルの地点　二号
標柱二号から七三度一二分五四秒　四四・五二六メートルの地点　三号
標柱三号から五七度五六分二八秒　五六・一九一メートルの地点　四号
標柱四号から一七一度二五分〇七秒　一〇九・七〇八メートルの地点　五号
標柱五号から一七八度一六分三六秒　九九・五五九メートルの地点　六号
標柱六号から二一一度二七分二〇秒　八〇・四二九メートルの地点　七号
標柱七号から二八〇度二九分〇八秒　一一一・五一九メートルの地点　八号
標柱八号から三一八度四一分三二秒　一一〇・四〇九メートルの地点　九号
標柱九号から二五度二七分〇〇秒　一六一・八七八メートルの地点　十号
標柱十号から〇度三一分三三秒　二〇・七九八メートルの地点　十一号
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○国土交通省告示第二百四十二号

砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十六年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十二号)第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年二月十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
和合蛇抜沢
二　砂防法第二条の土地の表示
長野県木曽郡南木曽町読書字三留野四三二林班地内四等三角点大沢山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から三〇一度一四分〇八秒　一三二五・四五四メートルの地点　一号
標柱一号から一四九度三六分二二秒　五〇・九二二メートルの地点　二号
標柱二号から七三度一二分五四秒　四四・五二六メートルの地点　三号
標柱三号から五七度五六分二八秒　五六・一九一メートルの地点　四号
標柱四号から一七一度二五分〇七秒　一〇九・七〇八メートルの地点　五号
標柱五号から一七八度一六分三六秒　九九・五五九メートルの地点　六号
標柱六号から二一一度二七分二〇秒　八〇・四二九メートルの地点　七号
標柱七号から二八〇度二九分〇八秒　一一一・五一九メートルの地点　八号
標柱八号から三一八度四一分三二秒　一一〇・四〇九メートルの地点　九号
標柱九号から二五度二七分〇〇秒　一六一・八七八メートルの地点　十号
標柱十号から〇度三一分三三秒　二〇・七九八メートルの地点　十一号